

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号) 第 19 条第 1 項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する計画を定めたので、同条第 8 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 27 日

伯耆町長 小澤 敦彦



記

1. 計画を定めた区域の範囲

八郷地区

大幡地区

幡郷地区

二部地区

溝口地区

日光地区

2. 計画を定めた年月日

令和 7 年 3 月 27 日

3. 計画及び目標地図

別添のとおり